

## 人材投資減税

**Q** : 今年度の税制改正で創設されたいわゆる人材投資減税の詳細がわかったようですが、どのような内容になったのですか？

**A** : 一般社と中小企業者に分け、次のように取扱われます。

### 【解説】

人材投資減税は、一般社と中小企業者に分け、次のように税額控除されます。

#### ① 一般社

教育訓練費が、その直前2期間の教育訓練費の平均額を超える場合は、その超える部分の金額の25%相当額の税額控除が認められる(税額の10%を限度)。

#### ② 中小企業者

教育訓練費に次の割合を乗じた額が税額から控除できる。(税額の10%を限度)。

- イ. 教育訓練費増加割合(当期の教育訓練費から直前2期間の教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合)が40%以上の場合…20%
- ロ. 教育訓練費増加割合が40%未満の場合…教育訓練費増加割合の50%

教育訓練費に該当する費用とは、社員の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で、次のようなものです。

- ① 講師又は指導者に対する報酬
- ② 講習のための施設の賃借料
- ③ 他者に教育を委託した場合の費用

※使用人兼務役員、役員と特殊関係にある者に対する費用は対象外です。

※法人はH17/4より、個人はH18年分より適用。

